



Licensed by
TOKYO TOWER

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

港区の衆議院小選挙区は
東京都**第7区**に変更となります



港区HP

※東京都第7区の区域は、港区・渋谷区で構成されます。

投票日 **10月27日** 投票時間 **午前7時～午後8時**

港区で投票できる人

年齢

平成18年10月28日以前に生まれた人

対象

- 令和6年7月14日までに港区に転入の届け出をし、10月14日時点で、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に記録されている)人
- 令和6年6月14日以降に港区から転出した人で、転出前に引き続き3カ月以上港区の住民基本台帳に登録されていた人

区外から転入した人は

令和6年7月15日以降に港区へ転入した人は、港区では投票することができません。前住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

区外に転出した人は

令和6年6月14日以降に港区から転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、港区に登録があれば港区で投票することになります。

区内で転居した人は

令和6年10月3日以降に区内転居の届け出をした人は、前住所地の投票所で投票することになります。

投票所入場整理券

(世帯単位で郵送します)

投票に出掛ける際には、10月15日以降に発送の「投票所入場整理券」を忘れずにお持ちください。「投票所入場整理券」は世帯単位で郵送します。「投票所入場整理券」が届いたら、開封して内容をご確認ください。

なお、「投票所入場整理券」をなくした場合や、手元に届いていない場合でも、港区の選挙人名簿に登録されていて、投票日時点で選挙権のある人は投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。



封筒イメージ

安心して投票所へお越しください

けがや病気等で付き添いや介助が必要な人、小さいお子さんがいる人は、一緒に投票所に入ることができます。

投票所で介助が必要な人は、遠慮なく係員にお申し出ください。

投票にお手伝いが必要な人は、投票支援カードを港区HPからダウンロードし、必要事項を明記の上、投票所入場整理券とあわせて投票所の係員に渡してください。

投票所への移動支援が必要な人は

投票所への外出介助が必要で、介護認定を受けている人は、ケアマネジャーまたはお近くの高齢者相談センターへ、投票所への移動に支援が必要で、障害のある人はお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係へご相談ください。また、車いすの貸し出し等は港区社会福祉協議会へご相談ください。

その他ご不明な点がございましたら選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。 ☎2面欄外参照

投票方法

衆議院議員選挙

小選挙区と比例代表で一票ずつ投票する「二票制」です。

小選挙区選挙の投票

候補者氏名を書いて投票してください。

比例代表選挙の投票

政党名を書いて投票してください。

最高裁判所裁判官国民審査

辞めさせた方が良くと思う裁判官には、その氏名の上の欄に×印を書いてください。

第14投票所の場所のお間違いにご注意ください

第14投票所は御田小学校(旧三光小学校※) <白金3-18-2>

対象区域は高輪1丁目1~3、白金1~4丁目です。

※現御田小学校の仮校舎です。現在改築中の御田小学校(三田4丁目)との間違いが多くなっていますのでご注意ください。

不在者投票ができます

指定施設での投票

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所中の人は、施設内で投票できる場合があります。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

滞在地での投票

区外に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会にて投票できます。滞在地での投票を希望する場合は港区の滞在地投票を確認の上、早めに、郵送または入力フォームから請求してください。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。



滞在地投票



入力フォーム

郵便等による投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの人で、障害や要介護の状態が表1に該当する人は、郵便等による投票ができます。選挙管理委員会に郵便等投票証明書を交付申請し、証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵送で投票できます。

また、上肢または視覚の障害の程度が表2に該当する人は、代理記載人が選挙人に代わって記載する方法で投票ができます。

郵便等による投票ができる人は、「郵便等投票証明書」を添えて、10月23日(水)までに、投票用紙等を請求してください。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

表1 郵便投票ができる人

所持している手帳の種別等	障害・要介護の程度	障害名
身体障害者手帳	1級または2級	両下肢・体幹・移動機能の障害
	1級または3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
	1級から3級	免疫・肝臓の障害
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症	両下肢・体幹の障害
	特別項症から第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害
介護保険被保険者証	要介護5	-

表2 郵便等による投票を代理記載により投票できる人

所持している手帳の種別	障害の程度	障害名
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症	

在外投票ができます

港区の在外選挙人名簿に登録されている人は、国内でも投票できます。投票できる場所が決められているので、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。今回から最高裁判所裁判官国民審査を行うことができます。

候補者等を知るには

選挙公報・審査公報の発行

立候補者等の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報・審査公報を、10月19日(土)以降、各戸に配布予定です。

区役所、各総合支所管理課・台場分室、みなと保健所、各いきいきプラザ、各港区立図書館等の区の施設でも配布しますので、ご覧ください。

視覚に障害がある人には、点字版の候補者情報と音声版選挙のお知らせを準備していますので、お問い合わせください。

公営ポスター掲示場

立候補者のポスターを掲示する公営ポスター掲示場を区内の309カ所に設けています。

投票済証をお渡しします

投票をした人には、しおりとしても使用できる投票済証を1枚お渡しします。希望する人は投票所の係員にお申し出ください。
※デザインの指定はできません。



投票済証イメージ



即日開票します

投票日当日の午後8時40分から港区スポーツセンターで開票します。

期日前投票はお近くの投票所へ

投票時間

午前8時30分～午後8時

(さんぽーと港南のみ午前10時～午後8時)

投票期間・場所

10月16日(水)～10月26日(土)

芝地区総合支所(港区役所1階)ロビー

10月19日(土)～10月26日(土)

麻布地区総合支所3階会議室
赤坂地区総合支所2階会議室
高輪区民センター1階集会室
芝浦港南地区総合支所1階会議室
台場分室1階会議室
さんぽーと港南2階多目的室

投票日当日、旅行、レジャー、仕事等で投票に行けない人は、期日前投票をご利用ください。

事前に「投票所入場整理券」の裏面に印刷されている「投票宣誓書」に必要事項を明記の上、お近くの投票所へお越しください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎3578-2765～9 FAX3578-2774

この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。